

吹田市立学校における
携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和 2 年 3 月
吹田市教育委員会

はじめに

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子供たちの生活に急速に普及している。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害などの犯罪被害などが増加している。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子供たちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されている。このことから、学校及び保護者は、すべての子供に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係などについての指導に、これまで以上に、積極的に取り組む必要がある。

一方で、昨今、登下校中の子供が犯罪被害にあふ事案が全国で発生していることや、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震が登校時間帯に発生したことから、学校は、登下校時や災害時の対応について、更に地域や関係機関などと連携し、安全確保に努めている。そのうえで、保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話の G P S 機能や通信機能を、災害発生時や犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段として活用するため、登下校時に限り子供に携帯電話を持たせたい場合について考える。

携帯電話を子供に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものであり、吹田市教育委員会としては、子供が携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもない。保護者は、子供に携帯電話を持たせる以上、責任をもって、その使用方法や使用時間などの取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブルなどへの対処を行うことが必要である。

さらに、登下校中の子供に携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠である。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子供と確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子供の安全確保や、子供に適切な使い方を身に付けさせることにつながる。

保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話の G P S 機能や通信機能を、災害や犯罪に対して、緊急の連絡手段として活用するため、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合、子供たちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であることから、吹田市教育委員会としては、これまでの「携帯電話の校内持ち込み禁止」の方針を一部解除するため、本ガイドラインを策定する。

保護者は、本ガイドラインの主旨を理解し、保護者の責任の下、登下校中の子供に携帯電話を所持させたい場合、その旨を学校に申請し、「同意確認書」の提出をもって、学校の許可を得るものとする。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ①子供向け携帯：基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの
 - ②その他携帯電話：通話機能以外に、インターネット閲覧などが可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- 注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含まない。また携帯電話などの付属品（イヤホン・ヘッドホンなど）も同様に含まない。

1 保護者

保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を「同意確認書」の提出をもって学校に伝える。

(1) 登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール

- ア 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- イ 校内では、学校が指定する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、先生の許可があるとき以外は、決してかばんから出さない。
- ウ 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、使わない。手に取って操作しない。
- エ 子供が、上記ア～ウのルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり使ったりした場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- オ 災害などの緊急時以外で、保護者から子供の携帯電話への連絡はしない。

(2) 子供に求める携帯電話の適切な使い方について

- ア 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とし、子供と話し合ってルールを作る。
- イ 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- ウ 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品などの申し込みをしない。
- エ インターネット上で知り合った人とは会わない。
- オ 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- カ SNS やメールなどには、人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れなどのいじめ行為もしない。
- キ SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- ク 他人に携帯電話を貸したり、借りたりしない。
- ケ 上記以外の使い方については、必ず子供と話し合って、その都度ルールをつくる。

(3) 携帯電話の管理及び責任について

- ア 子供に携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能などを子供とともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）などについても、使用するかどうか、使用前に必ず子供と確認する。
- イ 子供が使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子供の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- ウ 学校や地域の講演会などへの参加や学校のお知らせなどから、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- エ SNS などへの個人情報の漏えいがあった場合、保護者の責任となることから、個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。（パスワードの設定ができない機種を除く。）
- オ インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあった場合は、保護者間で解決を図り、必要に応じてできるだけ早く警察その他の関係機関、各種相談窓口などに相談し、適切に対応する。

2 児童・生徒

保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子供に携帯電話を持たせたいと保護者が許可し、以下のルールを守る場合のみ、保護者の責任のもと、その内容を「同意確認書」の提出をもって学校に伝えることにより、児童・生徒は、登下校時に携帯電話を持つことができる。

(1) 登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール

- ア 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れる。災害のときや、危ない目にあいそうなき以外は、携帯電話をかばんから出したり、さわったり、使ったりしてはいけない。
- イ 校内では、学校が指定する方法で携帯電話の電源を切って、かばんに入れ、災害の時など、先生が指示するとき以外は決して出してはいけない。
- ウ もし、ルールに従わずに、携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。

(2) 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- ア 家で使う時間は、平日は30分、休日でも60分以内を目安とし、保護者と話し合ってルールを作る。
- イ 自分や友だちなど他者の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINEやInstagramなど）にのせたりしない。
- ウ 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしない。
- エ SNSなどインターネット上で知り合った人とは、会わない。
- オ かくし撮りやその他犯罪につながることはしない。

<友だちとのことについて>

- ア どんな時でも、誰に対しても、SNSやメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこまない。
- イ SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめはしない。
- ウ SNSやメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせない。
- エ 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝える。
- オ 友だちに携帯電話を貸したり、借りたりしない。

<その他>

これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合っ、その都度ルールをつくる。

(3) その他の注意点

- ア 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談する。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考える。
- イ 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらう。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらう。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方をしているかを確認してもらう。
- ウ SNSなどへの個人情報の漏えいがあった場合、保護者の責任となることから、自分や友達などの情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかける。パスワードは必ず保護者に伝える。（パスワードの設定ができない機種を除く。）
- エ 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話などの正しい使い方についてしっかり勉強する。
- オ 携帯電話を使うことで、何か困ったことがあったら、保護者に必ず相談する。

3 小・中学校

保護者が、子供の安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害や犯罪に対して緊急の連絡手段として活用するために、登下校時に子供に携帯電話を持たせたい場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子供に指導を行うことなどの同意を「同意確認書」の提出により確認し、保護者との協力体制をつくる。

(1) 校内での携帯電話の取扱い

- ア 学校は、児童・生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- イ 学校は、保護者が児童・生徒に携帯電話を持たせる場合、校内での管理は、学校が指定する方法で携帯電話の電源を切って、かばんの中に入れ、災害の時など先生が許可するとき以外は決して出さないよう指導する。
- ウ 学校は、児童・生徒が学校の示したルールに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- エ 学校は、災害などの緊急時には、全児童・生徒の安全確認後、必要に応じて校内で携帯電話を使用させることができる。

(2) 登下校中の携帯電話の取扱い

- ア 学校は、児童・生徒に、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- イ 学校は、児童・生徒に、登下校中には携帯電話をかばんに入れて管理させる。
- ウ 学校は、児童・生徒が、登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をするなど、事前に示したきまりに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的に、または長期にわたって制限するなどの措置をとる。
- エ 学校は、児童・生徒の所持する携帯電話への連絡は行わない。緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行う。また緊急時における学校からの必要な連絡は、従来どおり、一斉メールやHPへの掲載、電話連絡などで直接保護者に行う。

(3) 適切な使い方の指導について

学校は、児童・生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為などの加害者・被害者にならないよう、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方などについて、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

- ア 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下について
- イ 「ながらスマホ」による危険について
- ウ SNSなどを利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- エ 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- オ 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
- カ 違法行為や社会で許されない行為のSNSなどへの投稿によるネットでの炎上について
- キ オンラインゲームなどでの高額課金について
- ク SNS上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について
- ケ 他人に携帯電話を貸したり借りたりすることの危険について
- コ その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、JKビジネス、違法ダウンロードなど）について

- ◇ 児童・生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての児童・生徒に対して指導を行う。
- ◇ 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめなどの未然防止のために、児童・生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、「いじめ対応プログラム（1、2および実践事例集）」「携帯・ネット上のいじめなどへの対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や「平成 30 年度大阪の子供を守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）なども活用する。
- ◇ 児童・生徒のコミュニケーション力など人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行う。

（４）生じたトラブル・いじめなどへの対応について

- ア 携帯電話に関わるトラブルやいじめなどが生じ、生徒や保護者から相談を受けた場合、学校は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、児童・生徒保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。
- イ 携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめなどに対する保護者への支援については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」（大阪府教育庁）、「携帯・ネット上のいじめなどへの対処方法プログラム」（大阪府教育庁）や学校いじめ防止基本方針などを活用し、必要に応じて警察などの関係機関とも連携して、組織的に対応する。

（５）教員の研修と児童・生徒・保護者への情報提供について

- ア 学校は、携帯電話に関わる危険性や具体的な事例など、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめなどへの対処方法の確認を行う。
- イ 学校は、保護者に対し、研修会などを通じて、携帯電話の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容などについて、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口などについても児童・生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

参考 1 ネットいじめやトラブルの相談機関の例

- ・ すこやか教育相談（大阪府教育センター）
- ・ 子供家庭相談室（受付時間 月・火・木曜日 10：00～20：00）
- ・ 大阪府警察（緊急時は 110 番、または最寄りの警察署へ）
- ・ 子供の人権 110 番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会） など

参考 2 携帯電話の設定などにかかわる指導や情報提供の例

- ・ 警察などの関係機関や公的機関、携帯キャリア会社、インターネット関連企業などの専門家を外部講師に迎え、保護者対象の講座を行い、フィルタリングの重要性とその設定方法について講義を行う。
- ・ 外部講師を迎え、児童・生徒対象の講座を行い、児童・生徒にも携帯電話を持参させて、その場で、携帯電話やアプリの設定などを行う。
- ・ 携帯キャリア会社などと連携し、学校行事などとあわせて携帯電話安全相談会を実施する。
- ・ ネットトラブルなどの相談窓口の一覧を、学校通信などに掲載、すべての家庭に配布し、周知する。
- ・ 学校が保護者からの相談を受けた際、相談窓口を紹介する。 など